

監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監4の第16号

監査の対象：令和3年度監査委員監査 大阪市高速電気軌道株式会社

所管所属：都市交通局

通知を受けた日：令和4年6月30日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	1 物品の管理について改善を求めたもの 本法人の物品の管理状況を確認したところ、現物確認の方法に関する規程等を定めておらず、現物確認が行われていない部署があった。 〔指摘事項1〕 本法人は、物品の管理対象及び管理方法を規程等で明確にされたい。	現行の備品管理の手引きについて、現物確認の方法に関する内容を改訂し、20万円未満の物品管理方法について、各課長に周知した。	措置済	令和4年1月26日
2	2 経理に関する規則等の整備について改善を求めたもの 今回の監査において本法人の経理規則の整備状況について確認したところ、令和2年度に予算管理業務を経理部から経営・事業管理部に移管したことにより、経理規則の一部を改定する必要が生じたにもかかわらず改定されていないため、規則と実務との間に乖離が生じている。また、経理規則第47条に基づき制定された予算管理細則においても、同様の業務移管により、細則の一部を改定する必要が生じたにもかかわらず改定されていないため、細則と実務との間に乖離が生じている。 〔指摘事項2〕 本法人は、現在の業務内容と整合するよう、経理規則及び関係する細則を改定されたい。また、組織変更や業務移管が生じた際に、関連する規程の改廃の必要性を適時に検討できる体制を講じられたい。	(措置内容) 経理規則及び予算管理細則について、実務との乖離が生じている部分については、規則や細則の改正を実施した。 (再発防止策) 組織変更や業務移管がある場合、事前に関連する規則や細則の改正について、会社規則全体を所管する法務・総務部において改正が必要な箇所をチェックし、各所管部において改正規則に漏れが無い、再度チェックを行ったうえで改正手続きを行うよう、体制を整備した。	措置済	令和4年2月1日